

日本トムソン株式会社

・[非該当]:輸出令別表第1の1～15までの項に品目名は記載されていますが、仕様または精度としてリスト規制に該当しません。
・[対象外]:輸出令別表第1の1～15までの項に品目名が記載されていないため、リスト規制の対象とはなりません。
・上記製品は、輸出令別表第2には該当いたしません。
・当社製品は、すべて輸出令別表第1の16の項(キャッチオール規制)に該当します。輸出する際は、お客様において仕向国および用途・需要者を確認いただき、客観要件に該当する場合は、輸出許可申請等必要な手続きをお取りください。

- 上表のうち下記の形式以外の製品には、米国原産及び米国原産と見なされる部品・技術情報を使用しておりませんので、米国輸出管理規則 (EAR) の再輸出規制の対象外です。
EAR99該当品:IKOグリース JG・・・／CGL,JG・・・／AF2,MG・・・／CGL,MG・・・／AF2
- 上記以外の直動シリーズ製品は、個別に該非判定を行いますので、IKOにお問合せください。